知って安心 年金のはなし

国民年金保険料を納めるのが困難なとき…

○申請に必要なもの○ • 年金手帳、印鑑 ・平成19年1月1日以降に転入された場合は、 平成19年度課税証明書 ・申請する年度または前年度において失業した

ことにより申請を行うときは、「雇用保険受給 資格者証」、「雇用保険被保険者離職票等」の

のとして自動的に審査を行いま 意思表示をしていただくことに 希望される場合は、予め継続の も引き続き同様の免除の承認を の承認を受けた方が翌年度以降 付を除く)及び若年者納付猶予 継続して申請があったも

です。なお、全額免除(一部納 申請は原則として毎年度必要

ります。平成19年度の1ヶ月の 得の確認ができないときは改め 分が変更されたときまたは、 定を除く)。ただし、承認の区 保険料は次のとおりです。 て申請が必要となります。 「3種類の一部納付制度」にな 免除の種類は、「全額免除」

全額 免除 0円

※年度の途中で30歳に到達する

せされます。 納する場合は、

前月までの承認になります

(1日生まれの方は、

方については、

到達する月の

・4分の3納付 半額 4分の1納付 在額 納付 付 3千530円 1万580円 7千050円 1万4千

100円

(免除がない場合)

保険料を納付しなかった場合、 同じ扱いになります。(受給資格 ※ご注意ください! 部免除が無効になり、未納と 一部納付制度は、納付すべき

期間には含まれません。) にかかる老齢基礎年金の計算 全額免除期間や一部納付期間

す(失業や災害を事由とする認 ます。

納付猶予期間について、

反映しません。 は含まれますが、 するための期間に 齢基礎年金を受給

年金額

偶者・世帯主の前年所得が左の 金額以下であることが必要で 象となる所得基準は、 全額免除や一部納付制度の対 本人・配

と比較して次のとおりです。 する場合は加算額が上乗せされ 10年以内であれば後から納付 ※免除された保険料について、 起算して、3年度目以降に追納 ただし、承認を受けた年度から ・4分の3納付 6分の5 ・半額納付 4分の1納付 •全額免除 (追納) することができます。 保険料を全額納付した場合 6分の4 6分の3 6分の2

さかのぼって承認された免除期間などについては、障害基礎年

ました。ただし、初診日や死亡日の後に免除などの申請がされ、 れば、その年度の7月までさかのぼって承認されることになり 間は、それぞれの基準に該当した場合、その年度内に申請をす る場合は、伊奈庁舎国保年金課まで申請してください。承認期 の申請を受け付けています。免除、納付猶予の申請を希望され

金や遺族基礎年金を受給するために必要な期間としてカウント

お早めに申請してください。

保険料免除、

平成19年度(平成19年7月分~平成20年6月分)の国民年金

す。

若年者納付猶予

若年者納付猶予(30歳未満の方の保険料の猶予)

所得基準

だし、承認を受けた年度から

起算して、3年度目以降に追

加算金が上乗

納)することができます。た 以内であれば後から納付

※若年者納付猶予を が必要です。 金額以下であること 者の前年所得が下の 基準は、本人と配偶 険料の猶予)の所得 (30歳未満の方の保 受けた期間は、 老

· 若年者納付猶予

57万円+扶養親族の人数×35万円

•全額免除 57万円+扶養親族の人数×35万円

- ・4分の1納付
 - 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・4分の3納付
 - 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

までの承認

問い合わせ先

- -824-7121
- 伊奈庁舎国保年金課 **25** 58 - 2111

(内線1180~1187)